

調査・設計等業務における地方整備局独自の低入札対策の効果について

国土技術政策総合研究所	正会員	○吉田	純土
国土技術政策総合研究所	正会員	森田	康夫
近畿地方整備局	正会員	大谷	悟
国土技術政策総合研究所		南	昌宏
国土交通省大臣官房技術調査課		植松	勇樹
(財)国土技術研究センター	正会員	小宮	朋弓

1. はじめに

国土交通省では、調査・設計等業務における総合評価落札方式の低入札対策として履行確実性評価（調査基準価格を下回った応札者の技術点に履行確実性に応じて 0.0～1.0 を乗じるもの）を導入し、その適用範囲を拡大してきた。その結果、履行確実性評価の適用範囲である予定価格が 1,000 万円を超える総合評価落札方式の低入札発生率は、平成 20 年度の 39.1%から平成 23 年度の 0.7%まで減少した。しかし、価格競争方式や予定価格 1,000 万円以下の総合評価落札方式においては依然として低入札が多発している。こうした中で発注機関である地方整備局においては、各局独自の低入札対策として、調査基準価格に相当する「品質確保基準価格」の設定や調査基準価格以下で落札した場合における管理技術者以上の実績・資格を有する「増員担当技術者」の配置の義務付け、価格競争方式から総合評価落札方式への入札方式の切り替えを企図した「実施方針確認型総合評価落札方式」の導入等を実施している。本稿ではこのような地方整備局における取組の効果分析について概説する。

2. 分析手法と結果

（1）低入札の定義

本稿において、予定価格が 1,000 万円を超える業務については調査基準価格を下回る入札を、予定価格が 1,000 万円以下の調査基準価格の設定がない業務については予定価格の 75%以下の入札を「低入札」と定義する。

（2）分析対象

平成 24 年度に一部の地方整備局で運用を開始した「品質確保基準価格の設定」と「実施方針確認型総合評価落札方式」について、平成 23 年度と平成 24 年度上半期（4～9 月）に国土交通省において発注した土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務の 3 業種（発注者支援等業務、空港・港湾関係業務、農業関係業務を除く）低入札発生率を分析対象とする。

（3）分析手法

平成 23 年度と平成 24 年度の入札・契約データの速報値を用いて、各対策を平成 24 年度から実施している地方整備局と実施していない地方整備局に区分し、低入札発生率を比較する。ここで「品質確保基準価格の設定」については、予定価格が 500 万円を超え 1,000 万円以下の業務を対象としていることから、この価格帯における総合評価落札方式と価格競争方式の各々の低入札発生率の推移を分析することとする。一方で、「実施方針確認型総合評価落札方式」については、従来、価格競争方式を適用していた測量、地質、調査等の業務のうち比較的規模の大きな業務について総合評価落札方式に切り替えることにより履行確実性評価を導入することを目的としているため、総合評価落札方式と価格競争方式の低入札発生率の合算値を分析することとする。

（4）分析結果

平成 24 年度から「品質確保基準価格」を設定した地方整備局を A グループとし、それ以外の地方整備局を

キーワード 調達、入札・契約、低入札対策、品質確保基準価格、実施方針確認型総合評価落札方式
 連絡先 〒305 茨城県つくば市旭 1 国土交通省 国土技術政策総合研究所 TEL : 029-864-4239

Bグループとして、入札方式別の低入札発生率の推移を図-1 に示す。総合評価落札方式と価格競争方式の合算値を見ると、Aグループは平成24年度上期の低入札発生率が平成23年度と比べ約22ポイント減少し、Bグループの約5ポイントの減少幅に比して大きい。これは平成24年度の「品質確保基準価格の設定」により、予定価格が500万円を超え1,000万円以下の業務においても、低入札を行った業者に対して低入札価格調査に相当する調査等が実施されることとなったためであると考えられる。なお、総合評価落札方式と価格競争方式の別では低入札発生率の減少幅に顕著な差異が見られない。

「実施方針確認型総合評価落札方式」を実施している整備局をCグループとし、実施していない地方整備局をDグループとして、総合評価落札方式と価格競争方式の低入札発生率の合算値を図-2 に示す。Cグループは平成24年度上期の低入札発生率が平成23年度に比べ約20ポイント減少し、Dグループは約6ポイント減少している。これは、従来、価格競争方式を適用していた業務が平成24年度以降「実施方針確認型総合評価落札方式」に切り替えられたことにより、履行確実性評価が導入され、低入札を抑止している効果が現れているためであると考えられる。

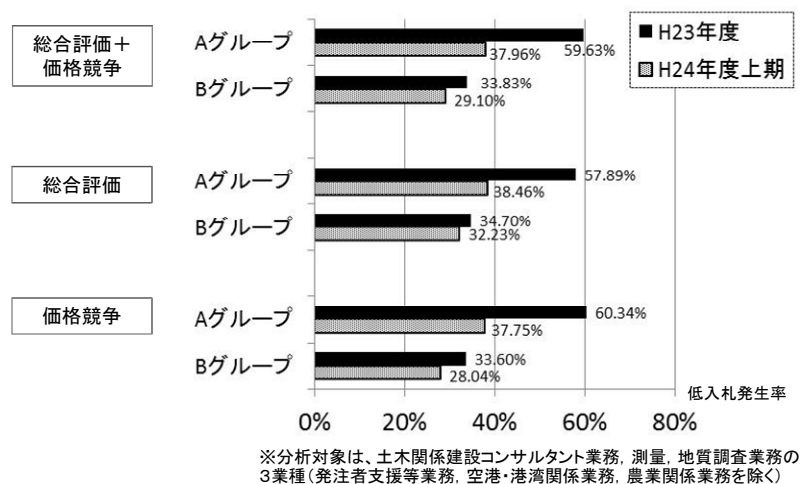


図-1 予定価格が500万円を超え1,000万円以下の業務における低入札発生率の推移

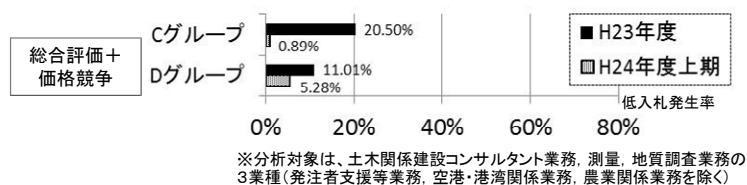


図-2 予定価格が1,000万円を超える業務における低入札発生率の推移

3. おわりに

今回、平成24年度に実施された地方整備局独自の低入札対策について、平成23年度と平成24年度上期の入札・契約データを比較することにより効果分析を行った結果、「品質確保基準価格の設定」、「実施方針確認型総合評価落札方式」の導入が、低入札防止に一定の効果があることが明らかになった。

低入札に関しては、成果品の品質のみならず、企業経営の悪化に伴う技術開発、人材育成等への影響が懸念されている。こうした中で平成24年度上半期の価格競争方式においては、依然として約3割の業務が低入札となっている。今後は、さらなる低入札防止を図るため、「品質確保基準価格の設定」や「増員担当技術者の配置」、「実施方針確認型総合評価落札方式」等一部の地方整備局において実施されている効果的な低入札対策を参考しつつ、新たな全国的対策について検討し、その効果について分析を行いたい。

参考文献

- ・平成24年度全国大会 第67回年次学術講演会「調査・設計等分野における総合評価落札方式の履行確実性評価対象業務拡大の効果について」